

令和5年第4回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和5年3月23日（木）午後4時00分
2. 開 会 令和5年3月23日（木）午後4時00分
3. 閉 会 令和5年3月23日（木）午後4時55分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
村橋 彰教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長
長・足立多恵 学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・今
堀祐児 学校教育部長次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下
栄基 教育総務室長代理・大隅昌之 指導課長・村上務 社会教
育課長
6. 議事日程
- | | |
|------|---|
| 日程 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程 2 | 会議時間決定 |
| 日程 3 | 報告第 3号 教育長の報告について |
| 日程 4 | 議案第 5号 交野市地域学校協働活動推進員の委
嘱について |
| | 議案第 6号 「大阪府公立学校長（任期付）」の
令和 6 年度任用に係る意向調査に
ついて |
| | 議案第 7号 交野市立学校の府費負担教職員の勤
務時間、休日、休暇等に関する規則
の一部を改正する規則について |
| | 議案第 8号 交野市教育委員会事務局組織規則の
一部を改正する規則について |

議案第 9号 交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について

議案第 10号 交野市情報公開条例施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について

7. 議事内容

堤下室長代理

皆さま、こんにちは。

それではただ今より第4回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長

はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

堤下室長代理

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

北田教育長

ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日、傍聴希望が2名ございますので、傍聴を許可したいと思います

います。事務局、準備をお願いします。

それではただ今から、令和5年第4回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含めただ今から午後5時30分までといたします。

では、報告第1号「教育長の報告について」、報告事項1の「新型コロナウイルス感染症に関する状況について」を議題といたします。所管課から説明をお願いします。

大湾教育次長 新型コロナウイルス感染症の状況について報告させていただきます。

大阪府下の感染状況ですが、第8波の1月のピークの時には1日1万6千人以上の新規感染者がございましたが、3月に入りまして1日千人を下回る状況が続いており、更に減少傾向にあります。

交野市内の学校においても、3月に入ってからの新規感染者は17日までで数名程度に留まっているところでございます。併せ

まして学級や学年の臨時休業も2月以降は生じておりません。

3月13日から、マスク着用が緩和され、本市においても、社会教育施設等の市の施設では市民に対しマスク着用を求めず、各自の判断としていただくこととし、マスク着用のポスター・掲示等は撤去したところです。

市の職員は、執務室内では当面の間マスクを着用することとしますが、職員間のパーティションは撤去いたしました。

そんな中、小学校・中学校ともに卒業式が行われ、今年はコロナ前のように、お世話になった多くの来賓にもご出席いただき、小学校699名、中学校690名が卒業していきました。

卒業式においては、児童生徒、教職員は「式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする」との国の見解も示され、学校でも児童生徒にはそのように伝えて来ましたが、小学校の方は歌を歌うとき以外はほぼマスクを外していましたが、中学校ではほとんどの子どもたちがマスクを着用して式に臨んでいました。やはり3年間の習慣には重いものがあると感じました。

中学校卒業生は、入学当時からコロナ対策の中で学校生活を送ってきた子どもたちであり、色々な制限がありましたが、我慢だけの学校生活であったわけではありません。色々な工夫をして有意義な中学生活を送ってくれたことと思います。卒業式を見て、そのことが良く分かりました。

明日、学校は終業式です。月が替われれば新入生を迎えて新たな年度の学校が始まります。新学期からは「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされており、ここ3年とは違ったかたちで新学期を迎えることができそうです。

5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ5類になり、いよいよ本当のアフターコロナの始まりになると考えています。

これまで新型コロナ感染症防止対策を進めて来ました。コロナにより不必要なものを辞められた、あるいは一人一台タブレットを一挙に導入できたなど、良かった点もあります。良い部分は残

しつつ、子どもたちが制限なく色々な事を体験できるよう、コロナ前に戻すという意味ではなく、新しいコロナ後の学校生活を送れるよう、教育委員会としても引き続き支援して参りたいと考えております。

北田教育長 説明が終わりました。現状と新学期のことを少し触れましたが、新学期のことも含めて何かご不明な点やご質問があればお願いいたします。

村橋教育長職務代理者 私も小学校の卒業式に出席させてもらって子どもたちの笑顔、卒業にあたっての言葉がけもとても良かったです。マスクなしで入って来てそしてマスクなしで出て行きました。地域の方からたくさんの方に出席していただいてお祝いをしてもらって、日常が戻って来たという実感を持ちました。今年の中学校の卒業生は入学時から大変な制限下におかれ、学校生活も行動制限が引かれる中での3年間であったと思います。その中でいいかたちで卒業式を迎えられたと思いました。今の話の中で学校の教育活動にあたってはマスクの着用を求めないことを基本にしていくということですが、委員会として支援策もしっかり見ていきますというお話がありましたが、具体的に今後の学校支援はどういうことを考えているかお話しいただけますか。

和久田部長 まだ換気は求められていますので、2方向の開放が求められているんですが、教室によってはなかなか換気も難しいところもあります。CO2の測定が一つの基準になりますので、各学校にCO2測定器を数台ずつ新年度には間に合うように急遽発注をかけています。しかし、やはり全国的にも同じように発注が求められており数が少なくなっていますが何とか発注できていますので、学校には5台程度入れたいと検討しているところでございます。

北田教育長 今回、国や府からの文書を見ても、マスクの着用がない分、換気とか言われていますので、急遽担当課の方で手配しています。他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1の「新型コロナウイルス感染症に関する状況について」を終わります。

次に、報告事項2の「令和5年第1回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。

一般質問及び答弁の要旨につきましては、事前に資料はお配りしておりますので、内容をご確認していただいているとは思いますが、説明は省略いたします。質疑に移りますが3月議会が3月27日ですのでまだ終わっていませんので、ご質問されても市教委事務局の方で答えにくい部分もあります。これはご了承お願いいたします。

質疑等はありませんか。

伊丹委員 交野みらい学園の施設一体型をどうするかという質問が多かったように思いました。この答弁を読むと保護者に対してアンケートを取られて、3分の2くらい肯定的な意見があったというふうには答えられています。市長の方では3月末までに結論を出すかと保護者に説明されたかと思いますが、どのような結論が出るのかであるとか、そういった方針が決まっているのであれば教えてください。

大湾教育次長 昨年来、市長が説明会などでいろんな説明をされてきましたが、常におっしゃっていたのが、議会と市民、保護者の意見とおっしゃっておられました。先ほど伊丹委員が言われたアンケートにつきましては、今回新たな提案を市長が提示されて、その説明会を開いたうえで保護者からアンケートを取られて、その結果と

しては 3 分の 2 の方が令和 7 年に一貫校の開校をということだったというのが、それが一つの保護者の意見かと思えます。

議会の意見としまして、今回予算に学校整備の継続費の部分が上がっているところがございまして、施政方針の中で継続費の部分が議決されれば、と市長は言葉として使っておられますので、今回の議決が 27 日にございますが、ここで予算が議決されたら、何らかの判断はされるというかたちで我々は考えております。

伊丹委員

この間のみらい小で行われた市長の説明会を拝見すると、出席者が少なく保護者としてはあまり興味がないのかなと思ったんですが、アンケートを見るとかなりの方が回答されているので、行かないけども何らかの意見を持っている方もいらっしゃると思えます。

説明会を聞いていると、市長としては施設一体型には反対だけど仕方がないからやりますみたいな言い方をされていますが、そうすると保護者の立場とすると、「この学校大丈夫なの、市長が嫌々やっているものを私たちが受け入れないといけないんですか。」というかたちにならざる得ないと思うので、そのあたりは今回方向性が決まったのであれば、きちんと夢を抱けるといいうか前向きに子どもたちが通えるようなかたちで、それが市長なのか教育委員会なのか分かりませんが、こういう思いでやっていますということが伝わって安心して通えるような学校をつくっていただいて、それを意思表示していただくということをお願いしたいと思っています。

今はマイナスのイメージばかりがあるので、そこはお願いしたいと思えます。

北田教育長

先日も、みらい小の保護者が交野小は解体してああいう状況ですが、「工事の様子とかもっと聞きたいんです。」とおっしゃっていたんですが、ただ一貫校になるのか、小中別々か今はっきりしないので、そのあたりも発信できないんですといっていたんです

が、市長も一定方針をはっきり表明されたら、こんな学校ですということも含めてホームページなどで発信しながらプラスのイメージを持ってもらえるようにしたいと思っています。

長谷川委員 今のプラスのイメージも大きく関わると思いますが、施設一体型かそうじゃないかということより以前に小中一貫教育について、先ほど伊丹委員が言われたように興味のある保護者とそうでない方もいらっしゃるの分かるんですが、もう一つ情報発信がなされていないように思うところがあります。せっかく一定の効果、例えば不登校児童・生徒が減ってきました、とか小中一貫教育の成果があるにもかかわらず、それさえも保護者になかなか伝わってないように思います。これは要望になりますが、もっと何らかの方法、別の方法、興味のない保護者にも興味を持ってもらえるような情報発信の方法がなされればという強い気持ちがあります。

北田教育長 協議会の案件ではありますが、学校教育調査の結果で、小中一貫教育について質問等もありますが、保護者の方の数字と学校や教育委員会の思いと違うところもございます。そのあたりの情報の発信もより一層力を入れたいと思っています。

亥埜委員 先日みらい小の卒業式に出席しましたが、卒業証書第一号と聞いて、この子たちがこれからの交野市の新しい教育を歩いてくれるんだなと。先ほど伊丹委員がおっしゃっていたように、市長が思惑じゃない学校を仕方なくつくったそういう学校に子どもたちを通わせたくないです。やはりみんなに喜んでもらって「いい学校だな」という思いで、我々大人たちがそういう子どもたちに迷惑をかけているなと、卒業式に出席しながら申し訳ない気持ちで見えていました。

まだ議会が終わっていないということですが、子どもたちのためにいい学校に通わせてあげたいという思いがあるので、市長に

頑張っていたきたいと思っております。

妙見坂小学校の土砂災害警戒区域の質問がありましたが、私も50年以上このあたりに住んでいましてそういう災害は聞いたことが無いんですが、今は気象の変化とか環境破壊とかで水の災害が起こっていますので、初めて聞く方にとっては危険な学校と思われるので詳しい状況を教えてください。

和久田部長

妙見坂小学校の体育館とグラウンドを除いた校舎の部分が土砂災害警戒区域ということで、平成25年に大阪府から指定されております。あくまでも区域指定は平面上で土砂が流れる地域を計算して指定されると聞いておりますので、災害対策が講じられてようが講じられまいが平面上の計算でされると聞いています。この地域については指定前に妙見坂小学校の門の向かいの竹やぶがありますが、その中に実際には土砂をせき止めする擁壁が災害対策で講じられているんですが、講じられているのに関係なく指定されるというところで、校舎の部分が指定されているということでございます。実際に災害が起きれば垂直避難が求められるところになると思います。土砂は流れてくる可能性はありますが建物が倒壊するまでにはいかないと思っておりますので、垂直避難をしてもらうことが一つの避難、後は体育館に逃げるといふかたちの地域になるかと思っております。

ただ市長が心配されているのが、西側の妙見川があるんですがそこも土石流といふかたちの土砂災害警戒区域に指定されているので両面が挟まれるというところで体育館には避難できるけども、実際孤立する可能性があるというところでそこを非常に心配されていると聞いています。この区域は指定されれば要配慮者利用施設、いわゆる高齢者や支援が必要な子どもたちのことで、小中学校もこの指定範囲になるんですが、そういったところには土砂災害の避難確保計画をつくらなければならない地域となっています。妙見坂小学校においても避難確保計画を策定して安全対策を努めているようなかたちで、建物の被害まではい

かないという地域とは聞いています。

北田教育長 現状では差し迫った危険はないけれども、何が起こるか分からないのが今の気象状況ですので、それを市長が心配しているところだと思います。

他にいかがでしょう。

村橋教育長職務代理者 一般質問の中の、第三中学校区の学校配置について質問の中で、第三中学校区の小中一貫校についての検討のし直しについて質問がありました。別の質問の中に市長が第三中学校区の小学校の統合について答弁があります。学校教育審議会の答申が出ていますが、答申の中に、それと違う方向で進むとすれば、一度答申を白紙に戻す必要がある、もう一度審議し直しとあるんですが、それはどういうふうに考えておられますか。

足立部長 学校教育審議会からいただいた答申は、これまで保護者や地域の方や学識経験者などたくさんの方に数年間かけてご協力いただいたものですから、白紙に戻すということはありません。ですが答申を受けて今後教育委員会として、学校適正配置の方向性を決定していかないといけないというところで、市長の意向も踏まえて引き続き調整なり検討なりということをしていかなければならないのではないかと考えております。

北田教育長 他にいかがでしょう。

長谷川委員 8ページ、9ページで小学校のトイレの数について触れられていますが、現在のみらい小学校の便器の数は足りてないんですか。学校側からの要望ですとか報告等があれば教えていただきたいです。

和久田部長 今交野みらい小学校につきましては、各学年の一番近いところ

で男子は小便器 7 台、大便器が 2 台、女子が 5 台設置されています。ただ聞いていると低学年で時間帯によっては多少並んでいるとは聞いてはおりますが、それで授業に遅れたとかは聞いておりませんので、特に学校の方からトイレが足りないとは聞いていない状況です。交野みらい学園につきましては一定設置基準がございまして、それに基づいて男子便所は小便器 4 台、大便器が 2 台、女子が 4 台というかたちで今設計しております。

先ほども低学年が少し混雑すること考えられていますので、1・2年生の最寄りのトイレにつきましては、男子小便器 5 台、女子 5 台というかたちで一台ずつ増やしたかたちで今検討しているところです。

先週、豊中市に令和 5 年 4 月に開校する小中一貫校に備品の関係で見に行かせてもらいまして、そこもだいたい各学年 4 クラスで交野市の規模と一緒の学校でした。トイレも覗かせていただいたんですが、そこも同じように男子 4 台、女子 4 台というかたちで多分同じ基準を使っているかなと思いますが、そういったかたちでも整備されていました。備品の状況を見てきましたので、状況を言いますと、基本的にほとんど新しい机と椅子が綺麗に配置されていました。ただ、一部棚などは学校が閉校してから移動すると聞いておりました。

長谷川委員 そこは男子トイレもまだ大便器と小便器分かれてそれぞれあるんですか。全部を大便器にして入りづらさみたいなのをなくすという流れもあると聞いたんですが。

和久田部長 分かれて設置されています。

北田千秋 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

ではこれで報告事項2の「令和5年第1回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

次に、議案第5号「交野市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

村上課長

社会教育法第9条の7において規定されております、「地域学校協働活動推進員」の委嘱について、委員会の承認を求めるものでございます。

平成29年の法改正により、学校支援活動において、地域と学校をつなぎ、情報共有や連絡調整を行う「コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として法律に位置づけられた存在として委嘱できるようになっております。

これを受けまして第一中学校区におきましては、昨年度のコミュニティ・スクールの導入を機に、これまで長宝寺小学校でコーディネーターとして活動されていまして方を、地域学校協働活動推進員として委嘱いたしました。今年度末で任期を迎えますことから、来年度も引き続き委嘱しようとするものでございます。

また、これまで第一中学校区コーディネーターとして活動しておられます2名につきましても、推進員の資格要件である「地域において社会的信望があり、地域学校活動に熱意と見識を有する者」にふさわしい人材であるため、令和5年度より地域学校協働活動推進員として委嘱しようとするものです。

よろしくご審議いただきご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。今回再任1名と新たに2名の方ということで委嘱の承認を求めるものです。質疑に入りたいと思いません。質疑はありませんか。

亥埜委員

私も学校支援コーディネーターや評議員やスクールエンパワ

ーメント推進委員などいろいろ経験してきましたが、何をしているのかと聞かれると地域のボランティアですと答える事しかできないんですが、コーディネーターとか地域学校協働活動推進員の具体的な活動を教えてください。

村上課長

地域学校協働活動推進員、いわゆる地域コーディネーターといわれる方というのは、今もそうですが地区によってはボランティアなのかコーディネーターなのかそのあたりがあいまいなところがあって、委員がおっしゃるようにしっかりこれだというかたちではなかったんです。身分的にも学校から推薦を受けた方で社会教育課に登録いただいている方というかたちでコーディネーターに登録していたんですが、法改正によりまして教育委員会が委嘱することによってその方の処遇や役割をちゃんと明確にして、責任を持って活動いただくということを目的に法改正されました。これまでコーディネーターとして活躍されている方を改めて委嘱してこれからはそういった役割をもってしっかりお願いしたいという趣旨でございます。地域学校協働活動推進員は何かと言われましたら、コーディネーターと基本的には変わらない、地域と学校をつなぐ役割の人物にはなるんですが、それについては責任としっかりと法的な処遇をもってその方を任命しているということになります。ただし今回第一中学校区でいいますと、新たにコミュニティ・スクールが導入され、学校運営協議会が設置されましたので、そこにも地域学校協働活動推進員の方に入っていて、そこで学校と地域との話合いで要求されることをそこで感じていただいて、それを地域におろしていただく役割になりますので、コーディネーターでしたら今まで学校からの要求を地域につなげるという役目でしたが、今度からは学校運営についても中から入っていて、それを各地域のボランティアもしくはそういった団体につなげていく、そういったとこまで入り込んでいただいて地域全体で学校を支援していこうという趣旨になります。コーディネーターから推進員になったことでより学校

に関わることや責任とか明確化されることになります。

大きな違いは、コーディネーターというのはあくまでも任意、個人だったのが、これからは法的に教育委員会が委嘱した方になりますので、責任が強くなっていくというかたちになります。もちろんそれに対する報酬等も出ます。

亥埜委員 活動の内容的には今までと変わらないけども、グレードアップして学校に対して、今までコーディネーターが言った意見でも学校は検討しておきますくらいの答えが、こっちが言ったら軽くは流せないというようなイメージ的にはそんな感じですか。

村上課長 そうです。

北田教育長 他にいかがでしょう。

長谷川委員 昨年度からの方は、令和4年度はどのような活動を具体的にされてこられたんですか。

村上課長 令和4年度はコミュニティ・スクールとして開校して学校も当初は忙しくしておりましたので、実際に学校からこういうことをしてほしいとか学校運営協議会でこういうことをしようという具体的な案は当初なかなか出て来なかったもので、みなさま手探り状態でいろんなことをしていこうという中で、学校運営協議会の中での部会を開いてこういうことを将来的にしていこうというかたちづくりをこの一年間でされました。その中で終盤になりましたら学校にアンケートを取りまして、学校の求めていることは何なのかというところを把握をしまして、実際に来年度以降、地域につなげて実施していこうというかたちになりましたので、まずは令和4年度はこの推進員の方々、実際に動いていただくボランティアの募集であったり、団体への活動を中心的にやっていたいただいております。

亥埜委員 新しく第一中学校校区でコミュニティ・スクールが始まったというところで、地域学校協働活動推進員の働きはかなり重要になってくると思います。地域自体がよくなったとか PTA の負担が減って地域の人がやってくれるようになったとか、コミュニティ・スクールっていいなと思われるところで、ここの働きが重要になってくると思うので、そういうところで質問させていただきました。

なかなか地域活動は難しいところもあると思いますが、頑張っていたらと思います。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第5号「交野市地域学校協働活動推進員の委嘱について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

次に、議案第6号『『大阪府公立学校長（任期付）』の令和6年度任用に係る意向調査について』を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長 本調査は、令和6年度から3年間の任期付校長を市としての任用希望の有無にかかるものです。参考資料としまして、昨年度の募集要項、平成20年度以降の大阪府全体の募集状況、最後に意

向調査票を配付しております。

募集状況をご覧下さい。本市におきましては、平成26年度に1名希望いたしましたが、最終的に辞退となり任用はかないませんでした。また、平成27年度に1名希望し、選考の結果、1名を任用いたしました。

来年度以降の校長の必要数ですが、教頭や事務局指導主事に校長名簿登載者が数多くいることに加え、小中一貫教育を推進するにあたって本市の状況を把握しているそれらの者を校長として任用することが望ましいと考えますことから、事務局としましては、令和6年度任用の任期付き校長を希望する必要はないと考えます。ご承認いただいた際には、資料3枚目の意向調査票にて府教育庁に回答したいと考えます。説明は以上でございます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。事務局としては「任用を希望しない」という方向で回答をしたいという意向です。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第6号「『大阪府公立学校長（任期付）』の令和6年度任用に係る意向調査について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

次に、議案第7号「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議

題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」につきまして、2点改正を行います。

1点めは、定年が65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえた改正です。

第2条第1項ただし書及び第4条中の「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

「定年前再任用短時間勤務職員」とは、令和5年4月1日以降に、60歳に達した日以後、定年前に退職し、短時間勤務の職に採用される者を示します。一方、現行の再任用制度は、令和5年度から定年が65歳へ引き上げられるまでの間は「暫定再任用」としてこれまでと同様の制度が設けられるため、附則「経過措置」に示しておりますように、現行の「再任用短時間勤務職員」すなわち「暫定再任用短時間勤務職員」は、「定年前再任用短時間勤務職員」とみなすことといたします。

2点めは、勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大を踏まえた改正です。

第3条をご覧ください。現行では、「宿泊を伴う学校行事の引率業務」に限り、校長は府教育委員会が定める基準に従い、職員の勤務時間の割振りについて別に定めることができるとされておりました。今後は更なる働き方改革の推進を図り、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、宿泊を伴う学校行事の引率業務に加え、条例第11条に規定する業務、いわゆる超勤4項目の区分（①校外学習その他生徒の実習に関する業務 ②修学旅行その他学校の行事に関する業務 ③職員会議に関する業務 ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務）にあたる業務につきましても、公務運営上必要な場合に限り、校長は府教育委員会が

定める基準に従い、職員の勤務時間の割振りを行うことができるものといたします。

以上2点の改正につきましてご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。令和5年度の定年延長を踏まえての名称の変更が1点、もう1点が校長による職員の勤務時間の割振りについての適用範囲を広げるための改正です。
質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第7号「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。
次に、議案第8号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 議案第8号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。
今回の改正は、各課の事務分掌における指導課部分の改正です。
文科省からの、令和元年10月25日付「不登校児童生徒への

支援の在り方について（通知）」の中には、「教育支援センターの整備充実及び活用」という項目があり、市町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進め、不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境の実現が求められています。

本市では、すでに適応指導教室の名称で同様の機能を有していますが、本通知の趣旨を受けて、「児童・生徒支援ルーム」の名称に変更するものです。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

内容につきましては、引き続き担当課より説明させていただきます。

大隅課長

これまで交野市教育センターでは適応指導教室設置要綱に基づき、適応指導教室を設置してまいりましたが、これを本年度末で廃止し、参考資料としてお示ししているように、令和 5 年 4 月 1 日より児童・生徒支援ルームを設置いたします。児童・生徒支援ルームの愛称は「グレープ」といたします。「グレープ」は、交野市の特産品であるブドウに由来するものです。

これまで、適応指導教室では何らかの理由により登校できない児童・生徒に集団生活への適応を促し、学校復帰を目指すことを目的としておりましたが、学校に登校するという結果のみを主たる目的とするのではなく、児童・生徒が社会的に自立することを目的として新たに設置いたします。

児童・生徒支援ルームの業務内容については大きな変更点はありません。引き続き、交野市教育センターでは不登校をはじめ登校できない状況にある児童・生徒について、学校と連携しながら適切な支援に努めてまいります。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

伊丹委員

この教育委員会でもそうですし議会の答弁でもそうですけど、

不登校は人数だけに着目しがちですが、学校に行けないからといって社会で活躍できないわけではないですし、そのあたりは柔軟に対応していくというのは今後も重要かと思うので、今回こういったかたちで支援ルームにされたというのは夢が持てるかなというふうに思っています。これまでの適応指導教室と今回の支援ルームとで中身が同じだったら同じ話になってしまうので、何が違うのか、どうするかたちで支援していくのか教えていただければと思います。

大隅課長 何らかの理由で登校できない児童生徒に対して、教育相談を行ったり学習支援を行ったり集団生活への適応指導に関わっている部分につきましては従来の適応指導教室と大きく変わるものではありませんが、これまで集団生活への適応部分を指導するという考え方もございましたが、必ずしも学校への復帰を目指すというのではなく、児童生徒支援ルームを一つの学びの場として社会的自立を目指すという考え方を大きく変えるものでございます。

伊丹委員 学校に行く代わりに支援ルームに通うというイメージですか。

大隅課長 本人、保護者の思いが学校復帰を目指しておられる場合については、当然集団生活への適応についても支援をするところはこれまでと変わりませんが、必ずしもそれを全員に対して求めるものではございません。

伊丹委員 個々の要望に合わせて、なるべく合ったかたちの環境をつくるということですか。

大隅課長 はい。

亥埜委員 支援ルームということで、人とか施設とか資金が必要となって

くるとと思いますが、予算的にはどうなっていますか。

大隅課長 従来の適応指導教室つきましても継続的な来室者は増加傾向にございます。そういったことから昨年度に学習室を青年の家内に1つ増室いたしました。また来年度につきましては支援員相談員の時間が増加出来るように予算確保に努めているところでございます。

長谷川委員 お部屋を増やすということも大事かと思いますが、みんながタブレットを持っている状況ですので、それを活用した不登校の方への何か支援方法は考えておられますか。

大隅課長 一人一台タブレットを活用した学習支援等については学校が主体的に不登校児童に対して今も取り組んでいるところですが、今回の設置に併せまして児童生徒支援ルームにおきましても、なんらかのかたちでタブレットを活用したものを考えていかないといけないと考えております。

長谷川委員 児童生徒支援ルームの名称が「グレープ」となるだけでもものすごく親しみが持ちやすいと思いますが、それを保護者にも分かりやすく伝達されなければと思います。そのあたりの方法等はどのようにお考えですか。

大隅課長 現在の適応指導教室につきましても、大きく市民の皆様に周知するというよりも、担任等がまず悩みを抱えておられる保護者の方との相談の中で、まずは学校で取り組むことが第一というところでありましても、そのうえで希望に応じて紹介するかたちで保護者の方にはお伝えしております。

村橋教育長職務代理者 タブレットの話が出ていますが、あくまでも国のGIGAスクール構想ということで、一人一台タブレットを活用して、という授

業が出来るようになりました。家に居ながらも授業が受けられる
そういう配慮ができるようになってきました。先日の新聞で大東市が
オンライン主体の中学校構想を今考えているという記事がありました。
GIGA スクール構想を前提として、交野市がそれを授業に活かして
いくかそういったことが大事になってくると思うんですが、いろいろ
先進的に研究を進めている市もあると聞いています。まして最近
見ていると義務教育は離れて、進路先、高校に対してどうつなげて
いくかというあたりで、通信制の学校に進路を見出していく生徒の
割合が非常に多くなってきています。例えばオンラインで74単位を
取って、後はスクーリングもあります。学校に出席して単位を取って
いく、それを選ぶ生徒もいる。あるいは家に居ながらスクーリング
だけで単位を取っていきたいという生徒もいる。そういった多様性
も小学校、中学校でも必要に応じてその子の特徴に応じて取り組
んでいくということが今後とも大事になってくると思います。今でも
タブレットの活用とかオンラインでという授業形態を交野市でも進
めている状況ですが、そこも含めていかに子どものニーズに合わせ
ていけるか、合ったものがつくれるかというあたりで進めてもら
えたらと思っております。要望です。

伊丹委員 支援ルームを利用したお子さんは、いわゆる不登校というか
ちで数に入るんですか。

大隅課長 必ずしも不登校であるからこちらに来室されている方ばかり
ではありません。

伊丹委員 不登校は不登校で定義があるので、そこに当てはまってしまう
とそうになってしまうかもしれませんが、ご本人や保護者にとっ
たら不登校と言われること自体が負担というか、別に他のとこ
で頑張っていればそれでいいのに、不登校という枠に入れられ
てしまうところが負担になってしまうところもあると思うので、
そこは上

手く配慮出来たらいいなと思います。ご検討いただければと思います。

大隅課長 そのあたりは保護者の方とも丁寧に進めながら本人の意見も含めながら進めてまいりたいと考えております。

北田教育長 そもそも適応指導教室の名前そのものが学校に行くのが適応である、というところから付いた名前ですので、そういう意味で児童生徒支援ルームに名前を変えたわけです。そういう意味では柔軟な取扱いが大事なかなと思います。
他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第8号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。
次に、議案第9号「交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 議案第9号「交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について」を説明させていただきます。
令和5年4月1日の個人情報の保護に関する法律の改正、交野

市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、交野市個人情報保護条例及び交野市個人情報保護条例施行規則が廃止されることとなります。

このため、交野市個人情報保護条例施行規則を例としていた交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則は、廃止することとなります。

なお、国の個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、従来、地方公共団体ごとに条例等で規定していた個人情報の取扱いについては、法に基づく統一ルールによることとなります。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第9号「交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

次に、議案第10号「交野市情報公開条例施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 議案第10号 「交野市情報公開条例施行に関する交野市教育

委員会規則を廃止する規則について」を説明させていただきます。

まず、交野市情報公開条例の施行にあわせ、運用面の詳細を定めた交野市情報公開条例施行規則を、市長が定めております。

教育委員会においても同様の運用とするため、教育委員会が管理する情報においても、市長が管理する情報の例によつた、教育委員会規則を制定し、これまで運用して参りました。

今回同時に議案とさせていただいた交野市個人情報保護条例の施行に関する交野市教育委員会規則の廃止にあわせ、同様の枠組みで運用してきた情報公開条例に関する教育委員会規則の扱いについても検討させていただきました。

市総務部とも調整した結果、教育委員会以外の行政委員会では、同様の規則を制定していないこととの整合性の点もあり、情報公開条例及び施行規則に関しては、教育委員会が管理する情報においても適用されるものと解釈できる、と整理させていただき、教育委員会規則については、廃止させていただきたいものと考えております。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

北田教育長

説明が終わりました。先ほどの議案第9号の規則の廃止に併せて交野市情報公開条例施行に関する教育委員会規則を廃止するための議案です。教育委員会以外の選挙管理委員会等の行政委員会では同様の規則を制定していないことや、また、該当の教育委員会規則については、交野市情報公開条例及び施行規則が教育委員会の管理する情報においても適用されるものと解釈できることから廃止するものです。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第 10 号「交野市情報公開条例施行に関する交野市教育委員会規則を廃止する規則について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

以上をもちまして令和 5 年第 4 回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第 20 条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____